

# 明治教科書『本朝文範』の文類

信木伸一

## 本論の目的

「伝統的言語文化」と言う概念は近年になって国語科の教育内容に位置づけられたものだが、近世までの言語文化を教育内容とすること自体は、明治に新しく起こった「近代公教育」と共に既にあつた。但し、この時の伝統的な言語文化は、「古典」として受容するものではなく、同時代に活用するためのものであつたと考えられる。そこで、この時代の中学校国語教科書が、既存のどのような文化を引用しながらそれをどのように活用して教育内容の創出を行おうとしたのかを解明することは、今後の国語教育において、伝統的言語文化を単なる受容の対象としてではなく、「活用」する資源として再評価することや古典教育のあり方を検討することに資するものであると考える。本稿は、このような目的で行う研究、具体的には近代中学校国語教科書の最初期のものである稲垣千穎・松岡太愿編『本朝文範』（明治一四年一月、一五年一月）をとりあげてその生成における営みを考察する研究の一環として、教材配列の基となつた「文類」

についての部を報告するものである。

「文類」とは、『本朝文範』緒言末尾に、「目録」として「辭類」、「序類」序 和歌序 同小序 後序、「記類」記 日記 紀行 雜記、「論類」、「評類」、「説類」、「辯類」、「教論類」、「訓戒類」、「消息類」と類別に挙げられている文章ジャンルのことで、教材はこの順に「文類」名を章の見出しとして配置されている。ここで使われている「文類」の名称の多くは、近世に既に見られるものであるが、『本朝文範』には「文類」各々の定義は示されておらず、今日必ずしも自明のものではない。本稿では、近世の和文漢文の記述からその定義を試みながら近世とのつながりを探り、同時に明治の時代に教育内容として必要だと考えられた文章の範囲をとらえることとする。

## 1 文類の義

和文集で文章のジャンルを類別することについては、蓮二房支考編『本朝文鑑』（享保三版）の題註（※ここでの「題」は文類と同じ）が『文選』『説文』などにおける用例を引用したうえで「題」の

説明を試みている。このことからもうかがえるように、和文の類別は、漢文の文類に倣って立てられたものである。

和文で文類を分ける規準については、五老井許六編『風俗文選』(宝永三版)の李由の序では、次のように述べられている。

夫れ漢文は文字の數を定め韻をふみて、其の格まざれ難かるべし。されど同じ文章をもて、文選と古文とに記する所、其の體相違あれば、漢文とても慥かならずと見えたり。まして和文には、文字の數さだまらず、韻字とてもなし。しかるを去來が鼠賦に、五音相通のかなをもて韻とす。是れ和文に韻をふめる一格なり。あながち韻を用ゐんにもよらず、其の事にしたがひ自由なるべし。向後體をわかす事は、其の題の趣によつて、其の體をさだむるを、學者心得とすべし。江東僧律師李由字買年於四梅廬序」

和文では文字數などの形態を通じて分類することはできないので、「其の題の趣によつて、其の體をさだむる」という。文章のテーマや趣旨によつて文章の種類を分けるしかないということである。

以下、各文類の義について、近世における漢文及び和文の定義を参照しながら考察する。『本朝文範』各類にどのような教材が選定されているかについては、後掲の資料を参照されたい。

### ① 辭

漢文における「辭」は、黄堅『魁本大字諸儒箋解古文眞寶後集』(元文五和刻版)に「休齋云。詩變而爲騷。騷變而爲辭。皆可レ歌也。辭則兼二詩騷之聲。尤簡遼焉者」(卷之一・辭類・秋風辭)

とあり、歌うことを前提とした文章である。

和文でも先の『風俗文選』李由序にあるように「五音相通のかなをもて韻とす」文がこの類に入る。しかし、『本朝文鑑』の題註に「或は辭と云ふ時は、詩と騷との聲をかねて三體にも歌ふべしと、尤も漢文の辭を見るに、何にても其の事を序し其の末に辭ありて、必ず叶韻の法を用ゐる。先づは古人の漢文に随ふべし。されど書籍の論によらず、平話に辭と云ふ時は、倭文の一體もあらんかと我が門には試論あり。後の風俗辭に見るべし。」と、和文では韻を踏まない「平話」も「辭」に含めることがあることを示唆している。その内容面については、『本朝文鑑』題註の漢文における定義「古文矜式寄情深而語緩或說文些々詞也」の「寄情深」が相当するものと考えられる。其日庵蓮翁『風俗文選通釈』(安政五序)にも「本朝文鑑に、山姥の謡曲をもて辭の類に出せる、是山姥の意を述べたる言葉也。凡謡の曲舞には多く情思を述ぶる、是を以て辭となすべし」とあり、「意」「情思」つまり思いを述べる文章であるという要素がうかがえる。また、荻生徂徠『訳文筌蹄』(寛政八、正徳五版、明治九版)には「辭曰ナド、使フ時ハジギサシアヒコウジヤウノコトナリ為レ辭ト云フトキハトリツクロヒ口上ヲ云フトコトナルナリ文辭辭章ノトキハコトバラカザツテ云フ方ナリ」(後編・卷三・十丁)とある。「トリツクロヒ口上ヲ云フトコト」とは場を意識して世辭を言うことであり、「文辭辭章ノトキハコトバラカザツテ云フ」とは文題を掲げて修辭的に述べることである。「辭」は和文の平文では、思いを美文調で述べた文章ということになると考えられる。

『本朝文範』の「辭類」の教材も思いを述べている。ことに加えて、

韻を踏んだり五音七音を基底にしていなくとも、教材8「橘常樹をかなしむ詞 岡部真淵」のように同語を繰り返したり、教材7「山路孝正が父の七十賀の、まとゐの詞 本居宣長」のように近似した意味の語句の繰り返しでリズムを作っている修辭的な文章である。

## ② 序

漢文では、徐師曾編『文體明辯』(1573、嘉永五和刻版)に「按、爾雅文序緒也字亦作叙言其善叙事理次第有序若絲之緒也」(巻四十四)とあり、「緒」つまりはじまりの言である。

和文の「序」について述べたものでは、服部土芳『白冊子』(安永五版)に「序に、由序・来序・内序といふ三体あり。由は起るよしを書き、来は是より先の事を書き、内はその書の内の事を書くなり。この三体を一つにして、序一つにも書く事なり。跋は踏み留るなり。序あつて跋あり。序も跋もそのいふ所同じ。跋は序を猶委しくいひたるものなり。踏み留りて委しくするの心なり。」とある。ここに示された序の三体のうち「由は起るよしを書き」は事のいきさつを記すことで、『本朝文範』の和歌序や和歌小序などはこれにあたる。来序とは能や狂言などで神聖莊重な役の登退場の際の囃子を指す語である。「来は是より先の事を書き」とは、これから起こることを予告する内容のものであると考えられるが、『本朝文範』の序にこれにあたるものは無い。「内はその書の内の事を書く」とあるのは書の内容の紹介で『本朝文範』教材10「清田絢所藏源氏物語序 富士谷成章」や教材11「和訓栞序 本居宣長」などがこれにあたる。「白冊子」に「序も跋もそのいふ所同じ」とあるように、『本朝文範』においても、

教材29「枕草子の跋 清少納言」などの跋文がこの類に収められている。なお、『本朝文範』「序類」は、「序 和歌序 同小序 後序」と小分類がなされている。

## ③ 記

漢文では、『文體明辯』に「按、金石例云記者紀事之文也」(巻四十九)とあり、記事文である。

和文については、『本朝文鑑』題註は「記 説文謂ニ々分別記之盧曰以備不忘也」と漢文における意を挙げ「或は賦と記とも相似たれど、賦は當前の物を書き並べて文法に風流を盡し、記は往古の起りを記して文法は實體なるべし。但し賦には叶韻の法もあらん。」「或は記と銘とも相似たれど、記は其の事を記し銘は其の意を銘すと云ふべし。況んや銘は簡約にして文に法ありと註したれば、多くは序詞ありて銘あらんは、記と格別の所あり。但し記と記は同じ。」「或は傳と記とも相似たれど、人の起りを傳と云ひ、物の起りを記と云ふ」としている。『白冊子』には「記はその物を記すの心なり。格は序・跋に同じ。心の違ひのみ」とあり、対象となるものやことについて記す文章の意である。『風俗文選』東華坊支考序には「日記はおのれがおほえ書なれば、人の見てえ知らぬ事をも、我は見てあそぶらんかし。記と紀とは、同じ心ながら、旅には紀行といふ事もあるにや」とある。

『本朝文範』でも、「紀」と「記」が共にこの文類に含まれており、『日記 紀行 雜記』に小分類されている。『本朝文範』の「記類」

も、教材32「臨瀛閣の記 富士谷成章」が対象の情景を記し、教材33「筑後國山門郡本郷馬場記 富士谷成章」が対象の「往古の起り」を記すなど、出来事や事物を記す記事文である。

#### ④ 論

漢文では、『文體明辯』に「按字書云論者議也。劉勰云論者倫也」(卷三十八)(※劉勰りゅうけつ：南朝梁の文学評論家)とあり、意見を戦わせること、人の道述べる意がある。また、陳繹曾『文章政治』(元禄元和刻版)に「依事理之正實而論其是非者」(古文譜三)とあり、事の道理の正しさや真実に基づいて是非を述べる意もある。和文では、九条兼実『玉葉』に「答此旨、定房不語、頗有論」(承安三年二月三日)とあり、この用例では意見・見解のことである。『本朝文鑑』の題註は「論 文式論宜曲折深遠也或曰反復盡事情也」と漢文における意を挙げ「或は論と解とは各別の趣ながら、論ずれば解する理ありて、書き立て見れば、其の文はまぎるなり。されど、論は究めて相對する物を論じ、解は大むね一物の理を解す。論は悉く物をむづかしう云ひかけて、曲折深遠に論ずれば、解してもそれを論ずる事なり」としている。和文における「論」は、世に對立する意見があるような事柄について反復して事情を尽くして考えを深く巡らし述べる文章の類と考えられる。

『本朝文範』の「論類」も、教材60「道を行ふさだ 本居宣長」や教材61「一向に偏ることの論 本居宣長」のように、自らと異なる意見がある事柄について、考えを深く巡らし述べた文章である。

#### ⑤ 評

漢文では、『文體明辯』に「按字書云評品評也」(卷四十八)とあり、品定めや評価を行う文章の意である。

和文では、「一曲水宛芭蕉書簡」に「世上之俗語皆皆ふるび果候処に、かかる新智めづらしく、段段とりわき評に不及」(元禄四年)とあり、批評の意である。この類は、和文においても漢文と同様の意と認められ、物事の善悪・可否・価値などを論じ定める文章の類であると考えられる。

『本朝文範』の「評類」も、教材62「四季の評 枕草子 清少納言」や教材63「花のさだめ 本居宣長」などのように、あるテーマをめぐる論評である。

#### ⑥ 説

漢文では、野間三竹編『文體明辯粹抄』(元禄七版)に「按字書云説解也述也。解釋義理而以己意述之也」(卷之下)とあり、正しい筋道を解き明かして自分の意見を述べる文章の意である。また、『文章政治』に「平説其事可否是非自見言外」(古文譜三)とあり、分かりやすく説く中に可否是非の見解を言外にこめた文章の意である。

和文では、『本朝文鑑』題註に「或は説と辨とは物の理非を一合して、明辨に説き分くる所は相似たれど、説は虚証の理を以て人の心を感動し、辨は實有の理を演べて其の事を辨別すれば、説辨の二様は各別なり。倭文に虚實の取り違ひあり」とあり、本来は例えを用いて言外に本義を伝える文章であるが、和文では辨と混同されている。

るとする。

『本朝文範』の「説類」は、教材69「古よりも、後世のまされる事本居宣長」や教材70「手かくこと 本居宣長」のように、例を挙げながら書き手の可否是非の見解を述べる文章である。

### ⑦ 辯

『文體明辯粹抄』に「按<sup>スルニ</sup>字書云辨判別也。其字從<sup>ヒ</sup>言或從<sup>リ</sup>蓋<sup>シ</sup>執<sup>テ</sup>其言行之是非真偽<sup>ヲ</sup>而以<sup>シテ</sup>大儀<sup>ヲ</sup>断<sup>レ</sup>之也。」(卷之下)とあり、言行の是非真偽について大儀の観点から判別・判断する文章の意である。また、『文章政治』に「重複辨折<sup>シテ</sup>以<sup>テ</sup>決<sup>ス</sup>是非之極致<sup>ヲ</sup>」(古文譜三三)とあり、あれこれを弁じ分けて是非の極致を決する文章とされている。

和文では、先の「説」の項で引用したとおり『本朝文鑑』の題註に「辨は實有の理を演べて其の事を辨別すれば」とあり、対象となる題材そのものについて真偽を判別・判断する文章である。

『本朝文範』の「辨類」も、教材74「今の人の歌文、ひがこと多きこと 本居宣長」や教材75「から國聖人の世の祥瑞といふもの 本居宣長」のように、世に誤った理解があることについての真偽を判断する文章である。

### ⑧ 教諭

文章ジャンルとしての「教諭」という名称は、管見の限りでは近世書に見当たらない。これは、『本朝文範』緒言の「かく類をわくる中」には、古人のかつていはぬ名目等も雜れるが事新しきにあたる

ものと考えられ、これを新設したということは、稲垣が明治の時代に必要なジャンルとして創り出したと考えられる。

ただし、漢文において「教」は、『文體明辯粹抄』に「按<sup>スルニ</sup>劉勰云<sup>ク</sup>教者效<sup>リ</sup>也。言出<sup>テ</sup>而民效<sup>ス</sup>也」(卷之上)とある。「效」の字は「効」である。「諭」は、『文章政治』に「和<sup>ク</sup>顔温<sup>ク</sup>辭<sup>ク</sup>曉<sup>ク</sup>」諭於人<sup>ニ</sup>」(古文譜三三)とあり、穏やかに人に言い聞かせることである。

『本朝文範』の「教諭」は、教材76「常に友がきにしへさとしける 岡部真淵」や教材77「物學は、その道をよくえらびて、入りそむべきこと 本居宣長」のように教え諭すことを目的とした文章の類である。教材78「紫上に、源氏君の御訓 源氏物語 紫式部」のように物語中の人物が教え諭す台詞も教材文に使われている。

### ⑨ 訓戒

「訓戒」という類も近世書に見当たらず、これも「かく類をわくる中」には、古人のかつていはぬ名目等も雜れるが事新しきもの、稲垣が明治の時代に必要なジャンルとして創り出したものと考えられる。

ただし、漢文において「戒」は、『文體明辯粹抄』に「按<sup>スルニ</sup>字書云<sup>ク</sup>戒者警救<sup>ノ</sup>之辭。字本作<sup>レ</sup>誡」(卷之下)とあり、「警救(勅)之辭」は、いましめの文章。『文章政治』に「正<sup>シ</sup>辭嚴<sup>ク</sup>色規<sup>ク</sup>傲於人<sup>ニ</sup>」(古文譜三三)とあり、「規」は「いさめる」、「傲」は「いましめる」の意。正しいことばで威厳をもっていましめる文章である。

『本朝文範』の「訓戒」は、教材79「弟子にいましめをく詞 本居宣長」や教材80「新なる説を出すこと 本居宣長」などのように、物

事の是非や善悪などを誡める文章の類である。教材81「内大臣殿の姫君を戒めたまふ詞 源氏物語 紫式部」のように物語中の人物の人を戒める台詞も教材文に使われている。

#### ⑩ 消息

「消息」の名は、漢文の叢書では文章のジャンル分けには使われない。「消息」とすることで和文の手紙文であることを表していると考えられる。和文であるから個人的な用向きの手紙である。川島茂樹『消息文梯』（文化十二・文政六版）序の付に次のようにある。

せうそことて。消息とかきて。消は往なり息は来ルことにて。つねにいふ文通書音をも。またたゞにとひこたふる便のことをも。ともにせうそことていへるなり。とある物知り人のいはれるは。さればせうそこといふは。もじこゑのまゝにとなふること葉としるべし。さていまこゝにいへる消息文はみやび言もてかきかはすをいへるにて。こは中むかしの頃に。源氏の物がたりをはじめて。すべてのもの語文のうちにのみありて。いとあがりたる世にも。はた後の世にも見えざるをちかき世に岡辺の翁の哥もふみもすべて心たかく物したまへるまゝに。中むかしのふりなるふみをかきてをり／＼人におくられしより。今はおほかたにみやびにたる友どちかたみにかきかよはすこと、ぞなりにけれ。さてそをいまかたことしてまなばむには。かの物語どものうちなる心はへ。詞づかひをよく見て物すべきなり。「消息」という言葉自体は手紙一般を指すが、『消息文梯』は「みやび文」を書くためのものであるという。『本朝文範』における「消息

類」は、特に源氏物語を中心とした物語中の消息文と近世の国学関連の人の手になる消息文であり、『消息文梯』と同じく「みやび文」を書くことを想定したものであるところが特徴で、ここにも近世からの文化的な脈絡が見て取れる。

以上のように、『本朝文範』は、教材選択のみならず、文類という編集自体が、近世のものを精選し新規に加工を加えたものである。

## 2 文類別編集の意義

文類別に編集することの意味について、『本朝文範』緒言で、次のように述べられている。

かく類をわくる中には、古人のかつていはぬ名目等も雜れるが、事新しきを、彼此いひもどく人もあるべけれど、文のしなわけといふことせざりし世には、さてもありなんを、今にしては、此を学ばんにも教へんも、かゝらずては、甚便あしくて、反に文の学に進みもてゆく助なきわざなればと、只其方に心ひかれ、かく物しつるなり

「学ばんにも教へんも」の「便」、まなび「文の学に進みもてゆく助」として、つまり教授・学習の工夫として辞や序などの類別が必要だと述べられている。教材は「文範」つまり文章を書くための手本であり、文章のジャンルごとに文体を学ぶという実用向きの編集である。ここには、文章のジャンルごとに規範となるものが違うという認識が示されていると言える。

前節で見た類別の総体は、この時代の言語生活にどんな文章を書

くことが必要かという範囲を示していると言える。その範囲は、簡潔にまとめると、「辞」≡美文でリズムを伴って思いを綴る文章、「序」≡この経緯や書物の紹介文、「記」≡出来事や事物を記す記事文、「論」≡意見文、「評」≡論評文、「説」≡可否是非の見解を述べる文章、「辨」≡真偽を明らかにする文章、「教論」≡教え諭す文章、「訓戒」≡是非善悪を戒める文章、「消息」≡雅文の私信。これらは、文体としては雅文を基調としながらも、いずれも実用的な用途の文章であると見えよう。「教論」「訓戒」という新たな文種を加えていることから、この教科書で学ぶ者がいずれ人に教え諭したり訓戒を垂れることになることが想定されていると考えられる。これら各文種の文章を実用的に使いこなすことをめざしていることから、学習の実態はさておき、学習の先に相当に高い学力と教養を身につけた人間の育成が想定されていることになる。

「文類」による教材配列は、発達段階を考慮しないものとなる。各教材の配列は、文章のテーマによる配置である。「記類」の「雑記」を例にとれば、先ず、教材43「初春 源氏物語 紫式部」↓教材44「梅 源氏物語 紫式部」↓教材45「暮春 狭衣物語 大貳三位」↓教材46「閑中五月雨 藤井高尚」↓教材47「納涼 源氏物語 紫式部」↓教材48「夕顔 源氏物語 紫式部」↓教材49「虫 源氏物語 紫式部」↓教材50「月の宴 榮花物語 赤染衛門」↓教材51「暮秋 小野山のさま 源氏物語 紫式部」↓教材52「冬月 源氏物語 紫式部」と季節の展開に沿って情景を記した文章が並ぶ。さらに、教材53「雨風 源氏君須磨にて御被の處 源氏物語 紫式部」・教材54「文學 源氏物語 紫式部」・教材55「音樂 住吉の浦にての處 源氏物語 紫式

部」・教材56「喪事 桐壺の更衣の葬の處 源氏物語 紫式部」と題材に即した情景を記した文章が並置されている。続く教材57「常行大将の山科宮に石奉れる時のこと 伊勢物語 在原業平」・教材58「亭子帝に 黒主歌奉りしこと 大和物語 不知作者」・教材59「莊子 見畜類所行走逃語 今昔物語 源隆國」は、出来事を記す記事文ということでもとまって配置されていると考えられる。各類を通して、様々なテーマの文章を配置したものとなっており、近似したテーマのものが近接して配置されていると考えられる。つまり、こういう文種で、こういうテーマで書くとき、この文章がモデルになるという「文範」集としての性格が強く表れた配列である。

なお、同時期の和文教科書では、里見義編『和文軌範』（明治十六年、辻謙之介、阪上半七）は「遍中紀事序跋戦日記、慶賀哀傷等、悉く編集すれども、初學の厭倦を恐れ、區別を建てず、或は紀事序跋、或は雜體と混じて出す」として類を分けていない。『和文軌範』が文章のジャンル別の指導を考慮していないことから、『本朝文範』に比して読むための教科書としての性格が強いことが窺える。『本朝文範』は、近代教科書として、近世までの特に和文の文類意識を元にしつつ、明治の人材が書けるようになるべき文章の全体像を構想しようとした最初の試みであったと位置づけられる。

この教科書において近世までの諸テキストは、用途に応じた書くことの教材として活用するものととらえられており、文章ジャンルとテーマによる教材選択と配列にそのことが現象している。

（広島大学大学院・尾道市立大学）

【資料】文類と教材

文類	教材通番	文題（和歌小序は出典）
辭類	1	八月十五夜・稻掛棟隆の會に、そこにてかける本居宣長
辭類	2	手習に、物にかきつけゝる岡部真淵
辭類	3	述懐といふことを題にてかける本居宣長
辭類	4	せみのは 富士谷成章
辭類	5	青木美行ぬしの越前にかへるをおくる 鶴殿よの子
辭類	6	稻掛太平が家の業のみかへの詞 又その長うた 本居宣長
辭類	7	山路孝正が父の七十賀の、まどゐの詞 本居宣長
辭類	8	橘常樹をかなしむ詞 岡部真淵
辭類	9	弔立因叟子詞 僧契沖
序類	10	清田絢所藏源氏物語序 富士谷成章
序類	11	和訓栞序 本居宣長
序類	12	消息文例序 本居宣長
序類和歌序	13	會千足真言家歌序 岡部真淵
序類和歌序	14	伴峯行をおくる歌の序 岡部真淵
序類和歌序	15	青木美行が、越前へゆくをおくる歌の序 岡部真淵
序類和歌序	16	み田の尼君の、肥前にゆきたまふをおくるうたの序 岡部真淵
序類和歌小序	17	(勅撰) 古今集 紀貫之之
序類和歌小序	18	(勅撰) 新古今集 太上天皇

序類和歌小序	19	(勅撰) 古今集 凡河内躬恒
序類和歌小序	20	(勅撰) 古今集 僧正遍昭
序類和歌小序	21	(勅撰) 金葉集 源師信朝臣
序類和歌小序	22	(勅撰) 千載集 民部卿親範
序類和歌小序	23	(勅撰) 詞花集 花山院御製
序類和歌小序	24	(勅撰) 古今集としゆきの朝臣
序類和歌小序	25	(家集) 中務集
序類和歌小序	26	(家集) 清正集
序類和歌小序	27	(家集) 躬恒集
序類和歌小序	28	(家集) 順集
序類 後序	29	枕草子の跋 清少納言
序類 後序	30	荷田在満家の歌合の跋 岡部真淵
序類 後序	31	紀の國人長原忠睦がこへる今案名蹟考のしり書 本居宣長
記類	32	臨瀛閣の記 富士谷成章
記類	33	筑後國山門郡本郷馬場記 富士谷成章
記類	34	知足庵の記 村田春海
記類	35	佛足石記 岡部真淵
記類	36	蜻蛉日記 天禄三年正月の記 右大将道綱母日記 上東門院御産の條 紫式部
記類	37	日記
記類	38	土佐日記 紀貫之
記類	39	更級日記 菅原孝標女
記類	40	十六夜の日記 阿佛尼
記類	41	岡部日記 岡部真淵
記類	42	菅笠日記 本居宣長
記類	43	初春 源氏物語 紫式部

記類 雑記	44	梅 源氏物語 紫式部
記類 雑記	45	暮春 狭衣物語 大貳三位
記類 雑記	46	閑中五月雨 藤井高尚
記類 雑記	47	納涼 源氏物語 紫式部
記類 雑記	48	夕顔 源氏物語 紫式部
記類 雑記	49	虫 源氏物語 紫式部
記類 雑記	50	月の宴 榮花物語 赤染衛門
記類 雑記	51	暮秋 小野山のさま 源氏物語 紫式部
記類 雑記	52	冬月 源氏物語 紫式部
記類 雑記	53	雨風 源氏君須磨にて御祓の處 源氏物語 紫式部
記類 雑記	54	文學 源氏物語 紫式部
記類 雑記	55	音樂 住吉の浦にての處 源氏物語 紫式部
記類 雑記	56	喪事 桐壺の更衣の葬の處 源氏物語 紫式部
記類 雑記	57	部 常行大将の山科宮に右奉れる時のこと 伊勢物語 在原業平
記類 雑記	58	亭子帝に、黒主歌奉りしこと 大和物語 不知作者
記類 雑記	59	莊子見畜類所行走逃語 今昔物語 源隆國
論類	60	道を行ふさだ 本居宣長
論類	61	一向に偏ることの論 本居宣長
評類	62	四季の評 枕草子 清少納言
評類	63	花のさだめ 本居宣長
評類	64	春秋の夜の評 源氏物語 紫式部
評類	65	淵は 枕草子 清少納言

評類	66	歌のさだ 僧契沖
評類	67	鎌倉右大臣の家集の評 岡部真淵
評類	68	傍いたきもの 枕草子 清少納言
説類	69	古よりも、後世のまされる事 本居宣長
説類	70	手かくこと 本居宣長
説類	71	松虫、鈴虫、蜚 富士谷成章
説類	72	われから 濱ゆふ 本居宣長
説類	73	ゆかた かつら 本居宣長
辯類	74	今の人の歌文 ひがこと多きこと 本居宣長
辯類	75	から國聖人の世の祥瑞といふもの 本居宣長
教論類	76	常に友がきにをしへさとしける 岡部真淵
教論類	77	物學は、その道をよくえらびて、入りそむべきこと 本居宣長
教論類	78	紫上に、源氏君の御訓 源氏物語 紫式部
訓誡類	79	弟子にいましめをく詞 本居宣長
訓誡類	80	新なる説を出すこと 本居宣長
訓誡類	81	内大臣殿の、姫君を戒めたまふ詞 源氏物語 紫式部
訓誡類	82	女二宮に、母御息所の御誡 源氏物語 紫式部
訓誡類	83	紫の上の思ひとりたまへるやう 源氏物語 紫式部
消息類	84	正月ばかり、やまごにすむ人の許へ 村田春海
消息類	85	阿闍梨より、中の君に 源氏物語 紫式部

消息類	86	いくめ子の御もとへ返し岡部真淵
消息類	87	久米子にこたふる書 加藤千蔭
消息類	88	月あかき夜・友のもとへ・清水濱臣
消息類	89	匂宮より・宇治の中君へ 源氏物語 紫式部
消息類	90	神無月のころ・山里より・散りたる紅葉の枝につけて 鶴殿よの子
消息類	91	雪の朝・友だちのもとへいひやる書にならずらへてかける 本居宣長
消息類	92	大宮より・内大臣殿をむかへたまひに 源氏物語 紫式部
消息類	93	侍従より・住吉の尼君のもとへ 住吉物語 不知作者
消息類	94	春雨ふる日・友の許より・琴弾きて遊ばん・までこよ・といひおこせたるに・さはる事のありければ 村田春海
消息類	95	右大将殿より・孫王のもとへ 空物語 不知作者
消息類	96	清瀬子のもとへ・かへし 岡部真淵
消息類	97	越前のかうの殿に侍ふきち子のもとへ 村田春美
消息類	98	あこぎより・姨の宮仕したるが許へ 落窪物語 不知作者
消息類	99	かくや姫天に上らんとする時・竹取翁のもとにかきおける 竹取物語 不知作者
消息類	100	源氏君・須磨にうつろはんとし給ふ時・東宮にさぶらふ王命婦の許へ 源氏物語 紫式部

消息類	101	中納言殿・出雲にうつろひたまふをり・丹波のさかひより・宮の御もとへ 栄花物語 赤染衛門
消息類	102	太宰大貳有國より・伊周公の帥となりて下りたまふ御もとへ 栄花物語 赤染衛門
消息類	103	松平周防守殿のもとに・江戸にまゐらせける 本居宣長
消息類	104	賀茂季鷹が・江戸に居けるにおこせたる書の返事 富士谷成章
消息類	105	朱雀院より・女三宮へ 源氏物語 紫式部
消息類	106	伊衡の宰相中将の・風にあひて煩ひける時・故兵部卿宮より・兵衛命婦を遣りて・とはせ玉ひける時の御返事 大和物語 不知作者
消息類	107	桐壺の更衣うせたまひて後・帝より・更衣の母の御もとへ 源氏物語 紫式部